



## ■ 最低賃金 ■

～2019年度 埼玉県の最低賃金は「926円」に引き上げられる予定です～

最低賃金は毎年10月をめどに見直しが行われます。政府は最低賃金を毎年3%程度引き上げて全国平均「時給1,000円」の実現を目指しています。

【2019年度 最低賃金(予定) 関東】

都道府県	最低賃金 時間額【円】	引上額	月額換算 ※2
茨城	849 (822) ※1	27	146,877
栃木	853 (826)	27	147,569
群馬	835 (809)	26	144,455
埼玉	926 (898)	28	160,198
千葉	923 (895)	28	159,679
東京	1013 (985)	28	175,249
神奈川	1011 (983)	28	174,903

※1 括弧書きは2018年度地域別最低賃金額

※2 月額換算は下記前提により計算

・週40時間制

・173時間

(1日8時間、年間法定上限からの1ヵ月平均時間)

### ■最低賃金とは？

使用者が労働者に支払わなければならない、賃金の最低額を定めた制度です。仮に最低賃金額より低い賃金で雇用契約を結んでも、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同じ額での契約をしたものとみなされます。

### ■最低賃金の対象となる人は？

最低賃金は、アルバイト、パート、正社員、契約社員など働き方を問わず雇用契約を結んで労働者として働く方であれば、誰にでもあてはまります。

### ■最低賃金の種類は？

都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業を対象に定められた「特定(産業別)最低賃金(これは毎年12月をめどに見直し)」があります。

### ■最低賃金の対象となる地域は？

労働者が所属している事業所の所在地の最低賃金です。  
例えば、本社が埼玉県であっても、所属する事業所が群馬県にある場合は、群馬県の最低賃金となります。

## ■ 社会保険料の変更をお願いします ■

今年の算定も届出が完了致しました。ご協力ありがとうございました。

社会保険の算定結果は9月分から反映されます。実際に社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10月に支払われる給与」からとなります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)。

算定によって決定された個人別の社会保険料一覧表(青色の用紙)を9月下旬頃までに順次発送致しますので、新しい保険料への変更をお願い致します。

## ■ 社会保険の扶養調査 ■

毎年6～7月頃に実施されていましたが、**今年は9月下旬～10月下旬**にかけて「被扶養者状況リスト」が協会けんぽから順次発送される予定です。これは就職や収入が増えたことにより、扶養の要件から外れていないかを確認するものです。

なお提出については、**同封されている返信用封筒**にて「被扶養者状況リスト」を**直接、協会けんぽに返送**くださいようお願いいたします。

また「被扶養者状況リスト」の会社控えを、あおば事務所のデータ管理上、FAX又はメールにてお送りください。収入の考え方や記入方法など少しでも疑問がありましたらご相談ください。書類が届いたらとりあえずご連絡をいただいても結構です。ご協力お願い致します。

## ■ お知らせ ■

### <あおば事務所の休業日のご連絡>

**9月13日(金)**は全社員研修のため、**午後(13時～18時)の業務は休業**とさせていただきます。皆様にはご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願い致します。

### <社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定(いわゆる月変)・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合やパートの方で勤務時間の変更の際には、該当した支払月の月末までに給与変更連絡票の送付をお願い致します。

\*給与変更連絡票のデータ版(Excelファイル)のご希望がありましたらご連絡ください。フォーマットを送付させていただきます。